

## 河川整備計画審査会の意見に対する対応について【烏川圏域】

修正: 本文または図を修正する。

追加: 本文に加筆または図写真等を追加する。

(本編 全般)

| No | 節 | 委員 | 委員意見・要旨 | 対応方針 | 原案頁 |
|----|---|----|---------|------|-----|
|    |   |    | 特になし    |      |     |

(本編 第1章 圏域の概況)

| No | 節 | 委員 | 委員意見・要旨 | 対応方針 | 原案頁 |
|----|---|----|---------|------|-----|
|    |   |    | 特になし    |      |     |

(本編 第2章 河川の現況と課題)

| No | 節   | 委員             | 委員意見・要旨  | 対応方針   | 原案頁 |
|----|---|----------------|--|--|-----|
| ①  | 第1節<br>洪水による災害<br>の発生防止又は<br>軽減に関する<br>事項 | 熊倉委員           | 被害は相変わらず発生している状況、と記載されているが、むしろ開発や気候変動により被害が頻発し深刻化しているのではないかと懸念している。  | <b>修正</b><br>ご意見を踏まえ、 <b>本文を修正します。</b><br>「・・・している一方で、 <u>県道高崎渋川線バイパス周辺など、急速な開発が進んでいる地域もあり、市街化の拡大と近年の気候変動がもたらす短時間の豪雨により、中小河川等の氾濫及び内水等による被害は頻発かつ深刻化している状況にある。そのため、緊急かつ抜本的な対策が求められており、必要な対策を行う必要がある。</u> 」 | 3   |
|    |   | 熊倉委員<br>【意見書】  | 審査会でも申し上げた通り、「一方で市街化の拡大と近年の気候変動がもたらす短時間の豪雨により、中小河川等の氾濫及び内水等による被害は頻発かつ深刻化している状況にあり、緊急かつ抜本的な対策が求められる。」と直されることを期待します。 |  |     |
|    |   | 青井委員           | 「主に県道高崎渋川線バイパス周辺等において急速な開発が進んでいる」ことを記載すべき。   |  |     |
| ②  |   | 清水委員<br>(第19回) | 整備完了河川の頁は削除とのことだが、完成した旨の記載だけでなく、整備後の写真を載せたらどうか。  | <b>追加</b><br>ご意見のとおり、 <b>整備完了河川の写真を追加します。</b>  | 5   |

## 河川整備計画審査会の意見に対する対応について【烏川圏域】

**修正**: 本文または図を修正する。

**追加**: 本文に加筆または図写真等を追加する。

(本編 第2章 河川の現況と課題)

| No | 節               | 委員   | 委員意見・要旨  | 対応方針  | 原案頁 |
|----|-----------------|------|--|---|-----|
| ③  | 第3節<br>河川環境について | 斎藤委員 | 河川水質に関しては、生息する生物も指標の一つとなるため、これに関しても記載すべき。  | <b>追加</b><br>ご意見を踏まえ、本文に以下の文章を追加します。<br>「また、烏川本川については、カゲロウ類やトビケラ類などの水生生物が生息している。」   | 7   |
|    |                 | 峰村委員 | 化学的な水質は、採取した時点のものを示しているのみである。<br>しかし、そこへ棲む生物については、常時の状態が分かる目安となるため、判断材料としては有効と考える。 |   |     |
| ④  |                 | 吉澤委員 | 下流地域でアユの友釣りなどが行われ、と記載されているが、ここでの下流地域とは県管理区間における下流地域と思われる。                          | 第1章において、本圏域は「利根川合流から約19kmまでの国土交通省管理区間を除く烏川本川及び支川」と記載してあるとおり、県管理区間における下流地域を指します。   | 7   |
| ⑤  |                 |      | また、釣り人に関しては減少傾向もあるため、記載を検討すべき。   |   |     |
| ⑥  |                 | 林委員  | (魚類調査の結果を変更原案へ反映させるため、その記載内容について事前確認。)   | <b>修正</b><br>魚類調査の結果をもとに、本文を以下のとおり修正します。<br>「…天然河岸となっており、イワナ、ヤマメ、カジカといった重要種などの魚類が生息している。<br>また、下流部は築堤で河幅も広く中州や渚が見られ、ギバチ、シマドジョウ、スナヤツメといった重要種のほか、トウヨシノボリ、ウグイ、アブラハヤ、オイカワなどの魚類が生息している。<br>烏川へ合流する井野川は、都市部及び都市近郊の田園地帯を流れる河川の様相を呈しており、烏川下流部と概ね同様な魚類が生息しており、重要種のカマツカ、ドジョウ、シマドジョウなどの魚類が生息している。<br>また、…が設定されており、上流地域ではイワナやヤマメ等を目的とした溪流釣り、…。」 | 7   |

## 河川整備計画審査会の意見に対する対応について【烏川圏域】

**修正**: 本文または図を修正する。

**追加**: 本文に加筆または図写真等を追加する。

(本編 第3章 河川整備計画の目標に関する事項)

| No | 節                               | 委員                      | 委員意見・要旨  | 対応方針   | 原案頁 |
|----|---------------------------------|-------------------------|--|--|-----|
| ⑦  | 第4節<br>河川環境の整備<br>と保全に関する<br>事項 | 林委員                     | 環境に配慮した整備を実施するとの記載があるが、整備後の検証が大切と考える。  | 良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態を定期的、継続的に把握する必要があることから、引き続き「河川水辺の国勢調査」等による基礎情報の収集・整理に努め、動植物の生息・生育・繁殖環境の基礎情報として、河川整備等の実施時に活用していきたいと考えています。 | 9   |
| ⑧  |                                 | 卯木委員<br>【意見書】<br>(第19回) | 「・・・固定化しないようにするなど多自然川づくりの考え方により、・・・」の記述を、「地域の自然を取り入れた多目的な川づくりの考え方により、」と表現したらどうか。 | <b>修正</b><br>ご意見を参考に、本文を以下のとおり修正します。<br>「固定化しないようにするなど、 <u>河川の自然の営みを取り入れた川づくりの考え方により、</u> 」  | 9   |
| ⑨  |                                 | 宮田委員                    | 県内においても景観行政団体が増えてきているため、橋や堰などを補修するにあたり、景観行政団体の計画に基づく整備を実施すべき。                    | <b>追加</b><br>ご意見を踏まえ、本文に以下の文章を追加します。<br>「 <u>地域の暮らしや歴史・文化との調和、多様な河川風景に配慮し、沿川と調和した河川景観の保全、形成に努める。</u> 」                             | 9   |

## 河川整備計画審査会の意見に対する対応について【烏川圏域】

**修正**: 本文または図を修正する。

**追加**: 本文に加筆または図写真等を追加する。

(本編 第4章 河川整備の実施に関する事項)

| No | 節                                  | 委員                   | 委員意見・要旨   | 対応方針   | 原案頁 |
|----|------------------------------------|----------------------|---|--|-----|
| ⑩  | 第1節<br>河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の | 林委員<br><b>【意見書】</b>  | 環境に配慮することは記されているが、工事の時期、SSなどは直接生物に影響するため、万全を期してほしい。<br>SSについては国土交通省高崎河川国道事務所がサケの問題で長期にわたり調査した報告書があります。  | 工事の時期については、可能な限り環境への配慮に万全を期したいと考えています。<br>なお、SSに関しては、国土交通省高崎河川国道事務所の調査報告書を参考に致します。   | 10  |
| ⑪  | 施行により設置される河川管理施設の機能の概要             | 青井委員                 | 正観寺川の上流端に正観寺沼があるが、沼の上流域が近年開発されており、井野川の洪水への影響も大きいと考える。<br>正観寺沼の遊水機能を利用することを考えるべき。  | <b>追加</b><br>正観寺沼を始め流域対策の実施について、関係機関等と調整を行います。<br>また、ご意見を踏まえ、本文に以下の文章を追加します。<br>「さらに、流域対策の実施について、関係機関等と調整を行う。」   | 19  |
|    |                                    | 清水委員                 | 井野川に関しては流域対策も重要な施策となるため、これに関する記載があっても良い。  |  |     |
|    |                                    | 熊倉委員<br><b>【意見書】</b> | 青井委員ご指摘の「正観寺沼の浚渫等による調節池化」をぜひ優先検討事項としていただきたい。  |  |     |
| ⑫  |                                    | 林委員<br><b>【意見書】</b>  | 調節池は南部で経験がありますが、現在はどうなっていますか。<br>山間ではセンターの仕事でこの考えを入れたところがあります。<br>宇都宮市内の「宮の川づくり」で見ましたが、駐車場を兼ねており、近年の集中豪雨には耐えられないようです。<br>井野川ではどのような尺度で整備するかが難しい問題です。<br>外国で良く見られたが、部分的な浄化で、その水を利用する施設もありかと。   | 南部(県東毛地域)では、調節池を13箇所計画し、11箇所完成しています。そのうち5箇所については、主に親水公園などとして利活用されています。<br>また、井野川に計画する調節池は、3時間108ミリの降雨に対応した計画となっています。調節池完成後の利用については、今後詳細な調査を実施後、地元住民と調整する予定です。  | 19  |
| ⑬  |                                    | 吉澤委員<br><b>【意見書】</b> | 意見でなく感想ですが、岡本委員も述べられていたとおり、井野川の調節池について、宅地造成が進む前に土地を準備し調整池造成により、洪水・浸水を防ぐという方法は理解できなくはないが、頻繁に洪水が起こる可能性は低く、近隣に住宅地が増えた場合塩漬けの土地とか無用の長物との指摘を受ける可能性はある。<br>井野川に氾濫の危険性がありますよ、とハザードマップでまず注意を喚起する必要があると思う。<br>調整池だけでなく、野球場、サッカーグラウンド、あるいは親水公園等何らかの施設と併用の方が良いと思う。<br>終末で良ければ群馬の森公園に大規模貯水池の造成も考えられなくはないが、問題は高崎市街地の過度な(河道が貧弱な井野川に接近しすぎた)宅地造成であると考えられる。 | 調節池については、洪水を一時的に貯留することで下流の安全度の確保ができるため、井野川のように河道を拓げることが難しい河川において、有効な手段と考えています。<br>当然洪水が発生しなければ調節池へ水は入りませんが、その役割については、今後事業を進める際に、説明していきたいと考えています。<br>なお、井野川についてのハザードマップは高崎市が作成し、公表済みです。<br>また、調節池完成後の利用については、今後詳細な調査を実施後、地元住民と調整する予定です。 | 19  |
| ⑭  | 第2節<br>河川の維持管理の種類                  | 吉澤委員<br>(第19回)       | 取水堰や橋梁などの占用施設に関する記述で、「河道」という表現だと川の流れの道筋だけに読み取れてしまう。「河床」の文言を残していただきたい。   | <b>修正</b><br>洗掘については、河床だけでなく側面も洗掘されることから「河床」に限定せず、「河道」という表現が適切と判断し変更しましたが、ご意見を踏まえ、本文を以下のとおり修正します。<br>「取水堰や橋梁などの占用施設で、河床及び河岸の洗掘や…」  | 27  |
|    |                                    | 清水委員<br>(第19回)       | 構造物とか堰の周辺では河床の洗掘が心配だから、「河床」だと馴染むが、「河道」だと馴染まない。表現方法については再考いただきたい。  |  |     |

## 河川整備計画審査会の意見に対する対応について【烏川圏域】

**修正**: 本文または図を修正する。

**追加**: 本文に加筆または図写真等を追加する。

本編（第5章 河川の情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項）

| No | 節                         | 委員                   | 委員意見・要旨  | 対応方針  | 原案頁 |
|----|---------------------------|----------------------|--|---|-----|
| ⑮  | 第1節<br>河川情報提供に関する事項       | 宮田委員<br><b>【意見書】</b> | 「防災意識を風化させないよう…」の箇所を「洪水の記録を周知するとともに、その土地土地に伝わる防災の知恵や文化を掘り起し(繋ぎ)、防災意識を育む。」と変更すべき。                                 | <b>追加</b><br>ご意見を踏まえ、本文に以下の文章を追加します。<br>「 <u>住民の防災意識の向上を図るため、大きな洪水の記録を残し、周知を図るとともに、地域に伝わる歴史的な治水の技術や水防の知恵が継承されるように努める。</u> 」   | 28  |
|    |                           | 宮田委員<br>(第19回)       | 地域の歴史的教訓や経験等から学ぶべき点は多々ある。過去の災害に関する教訓や氾濫被害等について住民へ周知を図るべきでは。雨水等の記録だけだと住民に伝わりにくい。生存している人から次世代へのカスリーン台風等の伝承も重要と考える。 |   |     |
|    |                           | 清水委員<br>(第19回)       | 群馬県としては出水に対して記録を残しているようだが、それだけでなく出水の経験についても風化することなく繋いでいくというのも大切である。  |   |     |
| ⑯  | 第2節<br>地域や関係機関との連携等に関する事項 | 岡本委員                 | 河川情報の提供に関する事項へ渇水調整について記載されていないため、追記すべき。  | <b>追加</b><br>ご意見を踏まえ、本文に以下の文章を追加します。<br>「 <u>(3) 渇水時の連携</u><br>・渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する烏・神流・利根川筋水利者懇談会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努めるなど、関係機関と連携して被害の軽減に努める。」 | 29  |